

県就労振興センター だより

発行 社団法人 広島県就労振興センター
 事務局 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内
 TEL 082-252-3100 FAX 082-252-3155
 E-mail hiroshimaken.jsenter@sirius.ocn.ne.jp
 編集 「県就労振興センターだより」広報部会

創刊号

2006年1月発行

創刊に寄せて



広島県知事

藤田雄山



雇用・就業の分野などの各種
 施策を総合的かつ計画的に実
 施しています。

特に、障害のある人が地域
 社会の構成員として、地域住
 民と共に暮らし、自立した生
 活を送るためには、様々なバ
 リアの解消とともに、雇用・
 就業の機会を拡大し、経済基
 盤の確立を図ることが、重要
 な課題です。

障害者をめぐる雇用環境は
 大変厳しいものがありますが、
 今後とも、障害のある人の自
 立と社会参加の促進に努めて
 まいる所存ですので、貴セン
 ターにおかれましても、公益
 法人として、一層の取り組み
 をよろしく願います。

終わりに、貴センターの今
 後ますますのご発展を祈念い
 たしまして、創刊のごあいさ
 つといたします。

新年明けましておめでとう
 ございます。

会員の皆様には、さすがが
 しい新春をお迎えのことと、
 心からお慶び申し上げます。

広島県就労振興センターに
 おかれましては、昨年4月に
 社団法人として新たにスタ
 ートされ、活動内容の充実に努
 めてこられました。この度、
 広報誌を創刊する運びとなら
 れました。

今年、障害者自立支援法
 が4月から施行され、障害者
 福祉のあり方が、保護から自
 立へと大きく変わる節目の年

でございます。このような中、

貴センターの広報誌創刊によ
 る就労振興についての情報発
 信は、誠に時宜を得たもので
 あり、会員のみならず、障害
 のある人やその保護者などに
 とって、確かな情報を入手す
 るツールの一つとなることを
 期待します。

さて、本県では、障害のあ
 る人が住み慣れた地域で安心
 して安全に暮らせる社会の創
 造を目指し、平成16年3月に
 策定した広島県障害者プラン
 に基づいて、保健・医療・福
 祉の分野のみならず、教育、

平成18年1月

発刊にあたって



社団法人 広島県就労振興センター

会長 三澤 昭文

このたび、平成17年4月1日をもちまして念願でありました法人格の認可を得る事が出来、社団法人広島県就労振興センターとしてスタートするに至りました。

社団法人の設立認可をいただき一年近くが経過しましたが、当センターの役割である障害のある人の自立支援に向けた活動をする中で、改めてその役割の大きさと責任の重大さをひしひしと実感しております。そうした中、より広く県民・関係各位の皆様に日頃の私達の営み・障害者の就労支援にまつわる活動をより深くご理解を頂くため広報誌「県就労振興センターだより」を発刊することといたしました。

振り返りますと、平成6年6月に、前身となります、広島県授産事業振興センターを立ち上げました。設立にあたりましては、発起人代表の今は亡き世良靖郎さんを

はじめ、施設の中での授産活動に、限界を感じた施設長を中心に、組織作りに取り掛かりました。障害種別や対象者によって、施設は分かれています。共同受注、協同販売などにより、安定的に望ましい仕事を確保し、生産性をあげ、利用者への処遇を改善していくことが共通の願いでありました。

スタート後の、平成6年10月には、広島県が、「障害者に関する第二次長期行動計画」を策定し、その中で、「施設運営の安定化と障害者の処遇向上のため、授産事業振興センター事業を支援します」との姿勢を打ち出していました。

早いもので、県授産事業振興センター設立以来今年で11年を数えるわけですが、その間、平成6年、第32回おぼろぎのぼる大会の際には、1900万円にのぼる記念品の注文をとり、40数箇所の施設や作業所で

共同生産をしました。一施設ではできない注文量でも、このような形態であれば、受注が可能である事を、参画した施設が学び取った事は、その後の活動にとって、大きな成果でございました。

また、自動販売機事業、介護機材リサイクル事業、ルイボスティ、塩事業、スティックシユガー事業など、企業のご協力を得ながら、施設の枠を超え、新しい事業を共同で作ってきておりますし、自立基盤もおいおいに整えてきています。

平成13年4月には、広島県、広島市のご支援を得まして、シャレオの中に、製品の展示販売、福祉情報発信、交流促進などの役割を荷っております。「ふれ愛プラザ」を、オープンさせていただきました。ここでは毎日交代で、施設、作業所が出版販売をしていますが、製品の品質向上に果たした役割は決して小さくはありません。

しかしながら、任意団体であるため、社会的認知度が低く、企業からそっぽを向かれたり、入札に登録する事が難しかったり、契約も会長が個人として契約者となるなどの制約がありました。当初か

ら法人化は視野においていたわけですが、よりいっそう体制を強化し、成果を出していくためには法人化が必須のものとなってきました。そのためには、乗り越えるべき数々のネックもございましたが、内部的にも会費制にするなどの条件作りをし、また県のご理解を得て、おかげさまで法人化ができたわけです。

平成17年10月に「障害者自立支援法」が制定され、現在、法施行に向けた準備が進められております。新しい枠組みとなります。今後は、授産事業の育成のみならず、一般企業への就労促進、福祉と企業の連携による障害者雇用事業の開発など、就労支援という広い分野での活動がより一層厳しく要請されてまいります。

そうした中、時宜を得て、新しい時代に対応できる社団法人として新しい体制ができました。関係各位に厚く御礼申し上げ、就労にまつわる自立支援の役割をよりよく果たしていくべく努めてまいります。今後とも皆様様のより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

社団法人 広島県就労振興センター
 第一回・総会及び社団設立記念の集い」の開催
 会場 広島県情報プラザ2階1・2研修室

2005年7月13日 広島県情報プラザに於いて第一回総会及び社団設立記念の集いが行なわれました。

三澤会長より社団になるまでの経緯とこれからの役割と新たな決意を込めた挨拶から始まり、議案説明、監査報告、質疑があり、話し総会を閉会いたしました。続いて社団設立記念の集いが行われ広島県、広島県議会、広島県

社会福祉協議会様より祝辞を頂き多くの来賓の方にご出席いただきました。

このたび全国社会就労センター協議会会長でいらつしやる星野泰啓氏をお迎えして記念講演を開催しました。今後大きく変わろうとしている支援費制度をにらみ今一番話題となる「障害者自立支援法について」講演していただきました。



日中事業での生産活動に欠かせない事業振興策とセルプセンターの強化

- 1、障害者の福祉サービスを「一元化」
- 2、障害者がもつと「働ける社会」に
- 3、地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」
- 4、公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
- 5、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支えあう仕組みの強化

利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
 国の「財政責任の明確化」

障害者自立支援法の課題と展望

- 1、機能に着目した再編を効果あらしめるには、基盤整備が不可欠
- 2、障害保健福祉施策単独ではなく、所得保障、雇用施策、住宅施策等関連施策全体における再編が不可欠
- 3、障害者の個別性に着目した事業内容・事業対象とすることが不可欠
- 4、障害者自立支援法の具体化に向けた個別課題

- 利用者負担関係
- 支給決定関係
- 経過措置関係
- 指定基準関係
- 事業振興関係
- 官・民の優先発注制度の確立、発注優遇税制の創設等など障害者自立支援法に関する提案や具体的な数値も入れて熱心に講演いただきました。

大きく四つに分けてわかり易く講演いただきましたので簡単にご紹介いたします。
 障害者自立支援法による改革のねらいについて
 障害者自立支援法の課題と展望
 障害者自立支援法に関するセルプ協提案

社会就労センター

みつば

紹介

社会福祉法人みつばは、平成15年4月に世羅郡内の3つの小規模作業所が一緒になり知的障害者、身体障害者、精神障害者、3障害の通所授産施設として設立しました。

設立にあたっては世羅郡全域の住民の方より温かい浄財をいただき、世羅郡に初の障害者の施設として誕生する事ができました。

現在、第一みつばで知的障害者15名、第二みつばで身体障害者16名、相互利用として精神障害者7名の方が利用しています。

授産内容は、パン・クッキー製造販売、EMぼかし、EM石けん製造販売、盆とうろつ、しめ縄製造販売、下請け作業、アルミ缶・古紙リサイクル、アクリルタワシ製造販売の4つの部門があり、利用者はそれぞれの部門で毎日頑張っております。

なにより働く事が大好きな利用者が多い「社会就労センターみつば」ですが、月に一度、和太鼓の演奏、書道を地域よりボランティアで指導に来ていただき活動しています。始めはなかなか自己表現がむつかしかった利用者も3年経った今では楽しみにされています。施設の夏祭りはもちろんのこと、年に1〜2回地域のイベントに招



かれ発表するようになりました。他にも春と秋に一日旅行をしています。旅行の前には毎日話題になるほど利用者は楽しみにされています。

また、利用者が地域でより豊に暮らせるように平成17年10月から短期入所事業も開始しました。「社会就労センターみつば」の利用者だけでなく、広く世羅郡内の障害者の方に利用していただきたいと思います。

ひとりとして同じ人間がないように「みつば」には利用者と支援者の数だけ違った顔があります。

「みつば」は、利用者と支援者、更に地域とより良い共生を目指していきます。サービスがひとりよがりなものになっていないか、押しつけになっていないか、常に「心配り」「目配り」を大切にを、社会福祉法人みつば会の努力目標として、元氣な利用者と職員が世羅の地に根付いて、これからも頑張つていきたいと思っております。毎日、焼きたてのパンを施設内の店舗で販売しています。ぜひお近くにお越しの際にはお立ち寄りください。お待ちしております。



平成16年度売上及び客数

年月	売上金(円)	客数(人)
16. 4	1,016,380	1,255
5	1,063,782	1,383
6	1,151,639	1,431
7	1,035,671	1,363
8	1,936,010	1,385
9	1,082,550	1,157
10	1,141,346	1,300
11	1,180,660	1,360
12	2,534,883	1,934
17. 1	991,156	1,275
2	1,078,328	1,409
3	1,230,286	1,255

総売上 15,442,691円
 日平均(364日) 42,424円
 総客数 16,612人



「いらっしやいませ」。明るく伸びやかな利用者(一日店員)の声で今日も開店だ。
 広島県授産事業振興センターの一事業として発足以来、福祉の情報発信基地として県・市民の交流促進の場として歩んできました。しかし、この度の社団法人広島県就労振興センターの設立に伴い、リフレッシュと更なるパワーアップを図ろうとしています。



オープンから五年を迎える現在、出品施設は70に及び、アイテム数は二千点(登録は三千点)に達し施設の意欲とアイデアが感じられます。それに伴い、製

品も次第に研ぎ澄まされ、一段と風格を増したり消費者ニーズに応えた実用性の高い商品が見られるようになるなど、施設や利用者の工夫が進む中で益々向上しています。中でも木工製品は木の持つ温かさもあり、お母さん達に好評を得ています。加えて、EM石鹸も手荒れ防止の上から根強い人気商品となっています。

また、オープン当初から進めている体験や実習の趣をかねた販売協力は、日替わりで施設の利用者の活動の場として定着しており、それぞれに課題を持つた取り組みが伺われます。

地下街も時間の経過と共に落ち着きを感じられるようになり、客層も10代の学生から若い子どもづれ家族、熟年層と幅広さが見られてきました。こうした中、とりわけ木工製品については商品依頼があるなど、明るい展望が開けてきています。郊外に大型店の出店が相次ぎ、苦

戦も予想されましたが、少しずつ客足も回復傾向にあり、春に向って新商品の開発・販売に期待し、巻返しを図りたいものです。皆様の参加をお待ちしています。



セルプ製品の販売

広島県内の障害者福祉施設で作られた心のこもった手作りのセルプ製品を販売しています。

ふれあいの場

施設活動の様子や作品の展示、製品の体験制作などを行っています。

福祉情報の発信

ボランティア、福祉施設活動、バリアフリー、福祉行政などのたくさんさんの情報を、県民・市民の皆様にはわかりやすく提供しています。

賛助会員キャンペーンご案内

当センターの事業に賛同していただける賛助会員を募集中です。入会後は、定期的な情報のご提供、会員施設とのお付き合いなどをおとし、お互いに理解し合い共生社会の実現を目指していければと思います。ご入会をお待ちしています。

キャンペーン期間

平成18年1月～3月

年賛助会費

団体 五〇〇〇円
個人 一〇〇〇円

賛助会員キャンペーン実施中!

お問合せ

社団法人広島県就労振興センター
〒732-0816
広島市南区比治山本町12番2号広島県社会福祉会館3階
TEL082-252-3100
FAX082-252-3155
E-mail:hiroshimaken.jsenter@sirius.ocn.ne.jp

事務局からのお知らせ

四月に新たに社団法人広島県就労振興センターとして発足し、これまで以上に地域・企業・県民・福祉をつなぐパイプラインとして活動していきたいと存じますので、よろしくお願ひします。

総会・記念講演

日程 7月13日(水)

会場 広島県情報プラザ

記念講演 演題「障害者自立支援法について」
講師 星野泰啓氏
(全国社会就労センター協議会会長)

中国・四国社会就労センター協議会施設長研修会
日程 9月2日(金)・3日(土)

会場 ホテルJALシティ広島

講演 演題「障害者自立支援法について」
講師 星野泰啓氏
(全国社会就労センター協議会会長)

斉藤公生氏
(全国社会就労センター協議会顧問)

中西俊和氏

(広島県福祉保健部福祉総室
身体障害者福祉室主任企画員)

障害者人権擁護講演会
日程 9月17日(土)

会場 広島県立生涯学習センター

講演 演題「知的障害者誤認逮捕を我々はどう報道したか」
講師 板橋洋佳氏(下野新聞社記者)

ジョブコーチ養成セミナーひろしま(基礎講座・実践セミナー)

日程 10月22日(土)・23日(日)

会場 東広島市民文化センター
(基礎講座)
東広島市中央公民館
(実践セミナー)

基礎講座

内容 ジョブコーチの支援プロセスをたどりながら、各段階で必要とされる方法や技術の基礎を学ぶ。

実践セミナー

内容 ロールプレイを中心とした演習とディスカッションによる少数での参加型セミナー
講師 小川 浩氏
(大妻女子大学人間関係学部
人間福祉学科助教授)

施設長等会計責任者・管理者及び会計担当職員のための会計研修会
日程 1月24日(火)

会場 広島市東区地域福祉センター
講師 釜田英雄
(社団法人広島県就労振興センター監事)

これからの予定

障害のある人の就労を共に考えるセミナー

日程 2月22日(水)

会場 メルパルク広島

講師 坂元勝義氏
(元株式会社ツバタハモト部長)

志賀利一氏
(社会福祉法人電機神奈川福祉センター)

他

会員の募集

当センターは正会員・賛助会員の会員を中心に事業を推進しています。当センターの活動に対し、ご支援ご協力いただける方を募集しています。

正会員 目的に賛同して入会した社会就労業務を実施する団体
賛助会員 目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

新しい事業体系等について

- 1、就労移行支援事業
- 2、就労継続支援事業（雇用型）
- 3、就労継続支援事業（非雇用型）

就労移行支援事業

利用者像

一般就労を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等のマッチングを図ることにより、就労等の見込まれる者

次に掲げる者であつて、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上、企業等のマッチング等を図ることにより、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる者（65歳未満の者に限る）

企業等への就労を希望する者
 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者
 （具体的な利用者のイメージ）
 ・ 養護学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているため、これらを身につけたい

・ 就労していたが、体力や職場の適正などの理由で離職した。再度、訓練を受けて、適正に合った職場で働きたい

・ 施設を退所し、就職したいが、必要な体力や職業能力等が不足しているため、これらを身につけたい

サービス内容

事業所内や企業において、作業や実習を実施。

適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を実施。

これらを通じて、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性に合った職場に就労・定着を図る。

サービス管理責任者

- ・ 個別支援計画の作成
- ・ サービス内容の評価
- ・ 生産活動等の指導等

職業指導員

- ・ 生産活動の実施
- ・ 事業所内授産の指導等

生活支援員

- ・ 健康管理の指導
- ・ 相談支援等

就労支援員

- ・ 適性に合った職場探し
- ・ 企業内支援、職場実習の指導

- ・ 就職後の職場定着支援等

就労移行支援事業の利用により、就労し、職場に定着している者が多数いる場合、その成果に着目した報酬上の評価を検討。

（想定される移行先）

- ・ 日中活動
- ・ 一般就労
- ・ 就労継続支援等

住居の場

- ・ 単身生活（アパート・公営住宅）
- ・ 福祉ホーム
- ・ グループホーム等

通所によるサービスを提供、必要に応じ施設入所を付加。

利用期間を限定（原則1回限り、更新可）。

就労継続支援事業（雇用型）

利用者像

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者で

あつて、就労機会の提供を通じ、生活活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能なる者

次に掲げる者であつて、就労の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者（利用開始時、65歳未満の者に限る）

就労支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者

盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行なったが、企業等の雇用に結びつかなかった者

企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にならぬ者

（具体的な利用者のイメージ）

・ 養護学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している

・ 一般就労していたが、体力や能力などの理由で離職した。再度、就労の機会を通じて、能力等を高めたい

・ 施設を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している

サービス内容

事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供。

これらを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援

サービス管理責任者

- ・個別支援計画の作成
- ・サービス内容の評価
- ・生産活動等の指導等

職業指導員

- ・生産活動の実施
- ・職場規律の指導等

生活支援員

- ・健康管理の指導
- ・相談支援等

(予想される移行先)

日中活動

- ・一般就労等

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供。

利用期間の制限なし(利用者の状態に応じて、一般就労への移行を支援)。

労継続支援事業(非雇用型)

利用者像

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用につかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

次に掲げる者であって、就労等の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される者
企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者

就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(雇用型)の雇用につかなかった者

、に該当しない者であって、

50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された者

(具体的な利用者のイメージ)

- ・就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等による

り、就労に結びつかなかった

・一般就労していて、年齢や体力などの理由で離職したが、生産活動を続けたい

・施設を退所するが、50歳に達しており就労は困難

サービス内容

事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)。

工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図る。

これらを通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援

サービス管理責任者

- ・個別支援計画の作成
- ・サービス内容の評価
- ・生産活動等の指導等

職業指導員

- ・生産活動の実施
- ・職場規律の指導等

生活支援員

- ・健康管理の指導
- ・相談支援等

工賃の支払い目標水準を設定し、報告、公表、報酬への反映等の仕組みを検討。

(想定される移行先)

日中活動

- ・一般就労

・就労継続支援事業(雇用型)など
通所により、就労の機会や生産活動の機会を提供。

利用期間の制限なし(利用者の状態に応じて、一般就労への移行を支援)。

編集後記

本誌発刊にあたり、関係各位のご協力をいただき有難うございました。充分なものとは思いませんが広報啓発部会として、より多くの情報やコミュニケーションの取組を願っております。今後も「県就労振興センターだより」を宜しくお願い致します。お手元にお届けするのが遅くなりお詫び申し上げます。

(広報啓発部会)